

玄海原子力発電所 SG保管庫共用化及び保管対象物変更に係る保安規定 確認事項

No.	資料タイトル	ページ	確認内容	受領日	関連資料等	回答	回答日
1	-	-	運搬経路、管理区域の一時設定範囲などをスケジュールと共に説明すること。	2022年4月20日	補足説明資料4	原子炉容器上部ふたは現在工場にて製作中であり、2023年度の3号機第17回定期検査にて取替工事を実施予定であるため、保管に必要な蒸気発生器保管庫の共用化に係る工事は2022年度に実施予定である。 取り替えた後の原子炉容器上部ふたは蒸気発生器保管庫に運搬し、保管を行う。 なお、運搬中は、汚染が広がらない様に専用の容器に入れることとし、一時的に管理区域を設定したうえで運搬を行う計画である。 上記内容を資料へ反映する。なお、一時的な管理区域の設定範囲については検討中である。	次回ヒアリング
2	-	-	その他廃棄物がどのあたりに保管されているのか、その他廃棄物が保管されている状況においても巡視通路が確保されることを図示して説明すること。	2022年4月20日	補足説明資料5	今回の原子炉容器上部ふた取替にあたっては、その他廃棄物の発生はないが、1、2号機で取り替えた蒸気発生器等に付属する給水配管などをその他廃棄物として保管している。 その他廃棄物の保管については、従来より巡視の妨げにならないよう保管している。その状況が分かる様図示したものを資料へ反映する。	次回ヒアリング
3	玄海原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について 「蒸気発生器保管庫共用化及び保管対象物変更に伴う変更」	6	1、2号と3、4号で発生した廃棄物の処理の流れについて、イメージ図を用いて説明すること。	2022年4月20日	補足説明資料6	1、2号が管理する場所から3、4号へ管理する場所へ移動する場合は、1、2号の課長が管理する。3、4号が管理する場所から3、4号が管理する場所へ移動する場合は、3、4号の課長が管理を行う。 上記内容をイメージできるよう、資料へ反映する。	次回ヒアリング
4	-	-	廃棄物貯蔵庫共用化の認可時期について説明すること。	2022年4月20日	-	玄海原子力発電所には、1、2、3、4-固体廃棄物貯蔵庫があり、全て共用化が終わっている。各固体廃棄物貯蔵庫の共用化の許可時期は以下のとおりである。 1-固体廃棄物貯蔵庫:昭和59年10月(3/4号建設時の設置許可にて共用化) 2-固体廃棄物貯蔵庫:昭和59年10月(3/4号建設時の設置許可にて共用化) 3-固体廃棄物貯蔵庫:昭和59年10月(3/4号建設時の設置許可にて共用化) 4-固体廃棄物貯蔵庫:平成15年6月(4-固体廃棄物貯蔵庫増設時の設置許可にて共用化)	次回ヒアリング
5	玄海原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について 「蒸気発生器保管庫共用化及び保管対象物変更に伴う変更」	4	SG保管庫共用化時の工認の要目表には、制御棒クラスタ駆動装置は含まれていないことを踏まえ、保安規定に原子炉容器上部ふた「等」と記載するのか検討すること。	2022年4月20日	-	工認の要目表には、原子炉容器上部ふたに、制御棒クラスタ駆動装置まで含んで記載している。保安規定において原子炉容器上部ふた「等」と記載したのは、原子炉容器上部ふた(制御棒クラスタ駆動装置含む)を保管容器に入れ蒸気発生器保管庫へ保管するため、保管容器を「等」として記載している。	次回ヒアリング
6	-	-	蒸気発生器保管庫に係る設工認にて蒸気発生器保管庫の保管対象物が記載されているが、運用として抽出する必要が無いか検討すること。	2022年4月20日	補足説明資料3	設工認にて蒸気発生器保管庫の保管対象物が記載されており、それ以外のものを蒸気発生器保管庫に保管される恐れもあることから、運用として抽出し、保安規定に規定していることを資料へ反映する。	次回ヒアリング